| | | | ш у то |
|------------|-------------------------|---|--------|
| 処 分 名 | 指定医療機関の指定 | | |
| 処分の概要 | 生活保護の医療扶助のための医療機関を指定する。 | | |
| 根 拠 法 令 名 | 生活保護法(昭和25年法律第144号) | | |
| 条 項 | 第49条 | | |
| 所 管 課 | 生活福祉総務課 | | |
| 経由機関での処理期間 | | | なし |
| 所管課での処理期間 | | | 30日 |
| 標準処理期間 | | 計 | 30日 |
| | | | |

審査基準

生活保護法第49条の2、生活保護法施行令(昭和25年政令第148号)、生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)及び生活保護法による医療扶助運営要領について(昭和36年9月30日社発第727号)に定める基準に該当すること。

【根拠法令等】

生活保護法

(医療機関の指定)

第四十九条 厚生労働大臣は、国の開設した病院若しくは診療所又は薬局について、都道府県知事は、その他の病院若しくは診療所(これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。)又は薬局について、この法律による医療扶助のための医療を担当させる機関を指定する。

(昭三一法一七九・平六法五六・平一一法一六○・平二五法一○四・一部改正)

生活保護法による医療扶助運営要領について

第四 医療扶助指定機関

- 1 指定医療機関の指定の際の留意事項
- (1) 法による医療扶助のための医療を担当する機関は、申請のあったもののうち、法第四十九条の二第二項各号のいずれにも該当せず医療扶助に基づく医療等について理解を有していると認められるものについて指定するものとすること。

このうち、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十七条の二に規定する内容の 医療を行う医療機関にあっては、同法第三十八条第一項の規定による指定を受けている医療機関を指定す ること。

